

活用しよう お得に「ごみ減量&環境美化」

市生活環境協議会の主な事業を紹介

遠野がエコでキレイなまちであるよう、市生活環境協議会の事業をぜひ活用ください。

生ごみ処理機等購入補助金交付事業 生ごみ処理機購入を補助

生ごみを自宅で処理できる「生ごみ処理機」などの購入費用を補助します。

■補助内容

キエーロ ▶

処理機の種類	助成額
コンポスト、キエーロ	購入額の2分の1以内 (最大20,000円)
電動・手動式生ごみ処理機	

■申請方法 ①領収書②保証書③振込先口座——が分かるものを持参し市環境課(市役所本庁舎2階)へ。

資源集団回収奨励金交付事業

ごみは資源！ 資源を団体活動資金に

自治会や子ども会などの団体が自主的に資源物を回収し、業者に売却する取り組みに奨励金を交付します。希望団体は事前登録が必要です。まずは、市環境課にお問い合わせください。

■奨励金額

紙類と缶類

各1*5円

ビン類

1本4円

■奨励金交付の流れ(仕組み)

市生活環境協議会(事務局:市環境課)



- ①住民が出す資源(紙・缶・ビン類)を集める
- ②集まった資源を業者に売却する
- ③売却実績を生活環境協議会に報告する
- ④協議会から団体に奨励金が交付される

皆さん一緒に、ごみの減量や河川清掃などの環境美化に取り組みましょう

募集

「環境学習会」希望団体募集 ごみの分別や減量を学ぶ学習会

市は、自治会や子ども会などからの希望に応じ、ごみの分別や減量の方法を学ぶ環境学習会を開催しています。夏休み行事にも活用ください。

■問い合わせ 市環境課(☎62-2111内線565)

■開催可能団体 ▷自治会▷学校▷児童館▷子ども会▷職場——など

■開催方法 市環境課に電話で相談

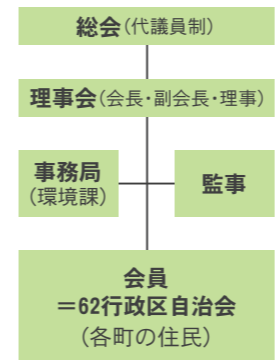
■開催日時 個別に調整します(学習会は30分)

遠野市 生活環境協議会設立

市内の環境保全活動やごみ減量などの公衆衛生活動を行ってきた市公衆衛生組合連合会は解散し、新たに市内62行政区自治会を会員とする市民団体「市生活環境協議会」が立ち上がりました。同協議会と活動内容を紹介します。

■問い合わせ 生活環境協議会事務局(市環境課☎62-2111内線565)

生活環境協議会組織



「衛」 生的な生活環境の創出と資源循環型社会の実現を図る市民団体「市生活環境協議会(立花恒会長)」は本年5月28日に設立されました。

市生活環境協議会は、市内62行政区自治会を会員とし、▼河川清掃や道路の環境整備をした行政区自治会への交付金▼資源回収を行う団体への奨励金交付▼生ごみ処理機購入補助——などの事業を計画しています。市とも連携し、ごみの減量や適正排出、不法投棄防止も推進することとしています。同協議会の前身となる市衛生連合会は本年3月末、行政区再編にあわせて解散。解散を前に関係者らがこれまでの事業内容や組織体制を見直し、市生活環境協議会に事業を継承しました。

立花会長は28日の設立総会で、「長い歴史の中で先人たちが生活環境、公衆衛生の維持・改善に努めてきた。住環境課題解決のため、地域住民や行政と連携しながらよりよい地域になるよう努めたい」とあいさつしました。



写真_設立総会であいさつする立花会長と役員(5月28日、あえりあ遠野中ホール)